

令和3・4年度柏市簡易修繕（営繕）業務受注資格審査申請について

柏市が発注する簡易修繕（営繕）業務の受注を希望する者について、以下のとおり資格審査の受付を行います。

1 対象業務

1件50万円未満の簡易な工事及び修繕（営繕）

2 対象者

柏市内に本店がある法人又は個人事業者で、営業実績が1年以上ある者

3 申請内容

新規登録（現在、柏市簡易修繕（営繕）受注資格者登録簿に登録がある方であっても、令和3年4月1日以降も引き続き登録を希望する場合は、今回の受注資格審査申請の手続きが必要です。）

4 資格の有効期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

5 申請書類の配付

(1) 配付期間

令和3年2月22日（月）以降、随時配付

(2) 配付方法

柏市役所契約課窓口にて配付（土、日を除く午前9時から午後5時まで）、又はウェブサイト「柏市入札情報」に掲載

6 申請書類の受付

(1) 受付期間

令和3年3月1日（月）から同月15日（月）まで（ただし、土、日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所

柏市役所契約課（本庁舎3階）（郵送による申請も可、ただし3月15日消印までを有効とします。）

裏面に続きます ⇒

(4) 提出書類

- ア 柏市簡易修繕（営繕）業務受注資格審査申請書
- イ 誓約書（暴力団排除に関わるもの）
- ウ 最新年度の納税証明書《写し可》
個人事業主で課税がない場合は，最新年度の非課税証明書《写し可》
- エ 印鑑証明書
- オ 使用印鑑届（実印以外を使用する場合に限る。）
- カ 許可又は資格証明書《写し》（いずれも取得している場合に限る。）
- キ 業務経歴書（過去2年分，希望業種ごとに作成）
- ク 現在事項全部証明書《写し可》（法人に限る。）
- ケ 身分証明書《写し可》（個人に限る。）

※市区町村の窓口で発行される書類です（運転免許証や保険証等による代用は不可）

- コ 財務状況に関する書類《いずれも直前1年分》
法人の場合は財務諸表（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書）の写し，個人の場合は確定申告書の写し及び申告決算書（貸借対照表，損益計算書）
- サ 柏市簡易修繕（営繕）業務受注資格審査カード
- シ 緊急時工事受注希望確認書

7 登録簿の公表

柏市役所契約課前掲示板及び柏市入札情報（下記参照）にて公表します。

8 その他

現在，柏市競争入札参加資格者として登録されている方は，登録業種以外での登録を希望しない限り，申請の必要はありません。

9 問い合わせ及び送付先

柏市役所財政部契約課

住所 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

電話 04-7167-1121（直通）

ウェブサイト「柏市入札情報」

<http://keiyaku.city.kashiwa.lg.jp/>

※柏市オフィシャルウェブサイト

（<http://www.city.kashiwa.lg.jp/>）からリンクされるページ